

燃料購入支援補助金

コロナ禍におけるウクライナ情勢等を起因とする燃料の価格高騰の影響を受け、厳しい経営を強いられている中小事業者に対し、燃料の購入費用を支援し、経営の安定化を図ることを目的として、燃料購入支援補助金を交付します。

申請期間：令和5年1月31日まで(当日消印有効)

補助対象者

建設業、製造業及び運輸業のいずれかを営んでいる

市内に事業所を有する中小事業者

※詳細は裏面に記載

対象経費及び補助額

**令和3年中に購入した燃料費(ガソリン・灯油・
軽油・重油及びLPガス)の30%
最大30万円(1回限り)**

※令和4年中に創業した事業者等…令和4年中に購入した燃料費を補助対象経費とします。

申請方法

- 申請書類に必要事項を漏れなく記載し、必要書類と一緒に郵送にて申請してください。
- 市内に事業所が複数ある場合についても、1事業者に対し1回の申請となります。

【送付先】〒185-8501 国分寺市戸倉1-6-1

国分寺市市民生活部経済課 燃料購入支援補助金担当 宛

申請書は経済課(市役所第3庁舎1階)で配布するほか、市ホームページからダウンロードできます。

<http://www.city.kokubunji.tokyo.jp/>

申請後の流れ

申請後、不備がない場合は3週間程度で指定口座に入金します。

申請書受理

審査

可否の通知

補助金の入金

対象者

＜事業者条件＞

- ・中小企業基本法第2条第1項に掲げる法人及び個人事業主であり、日本標準産業分類の項分類表に規定する建設業、製造業及び運輸業のいずれかを営んでいること

※NPO法人や財団法人等も対象となります。

申請時点の事業者の状況が以下の表の範囲内であること

業種	資本金又は出資金額	従業員数（パート、アルバイト等含む）
製造・建設・運輸	3億円以下	300人以下

- ・法人の場合、申請日時点で市内に事業所を有していること（本店所在地が市外でも可）
- ・個人事業主の場合、申請日時点で市内に事業所（本人住所は市外でも可）を有していること

＜その他の条件＞

- ・代表者、役員又は従業員等が、国分寺市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団、暴力団員等に該当しないこと

提出書類

＜法人・個人共通＞

- 従業員数（パート、アルバイト等を含む）を証明する書類の写し

＜法人の方＞

【共通】

- 履歴事項全部証明書（原本・3か月以内のもの）
 - 事業所の所在を証明できる書類の写し（本店所在地が市外の場合のみ）
- 例：賃貸借契約書の写し、公共料金の領収書の写し、HPの写し（事業所の情報が掲載）等

【令和3年中に決算日を迎える確定申告を終えた法人（令和3年1月1日以前に創業）】

- 国分寺市中小事業者燃料購入支援補助金交付申請書（様式第1号）
- 令和3年中に決算日を迎える確定申告書別表1の写し
- 令和3年中に決算日を迎える決算報告書のうち表紙及び「販売費及び一般管理費」の写し
- 燃料費の内訳が分かる帳簿等の写し（決算報告書の決算期間分）

【令和3年中に決算日を迎える確定申告が存在しない法人（令和3年1月2日以降に創業）】

- 国分寺市中小事業者燃料購入支援補助金交付申請書（様式第3号）
- 燃料費の内訳が分かる帳簿等の写し（令和4年分）

＜個人事業主の方＞

【共通】

- 事業所の所在を証明できる書類の写し
(青色申告決算書又は収支内訳書(白色申告書)の事業所所在地が市外の場合のみ)
例: 賃貸借契約書の写し, 公共料金の領収書の写し, HPの写し(事業所の情報が掲載)等

【令和2年以前に創業した個人】

- 国分寺市中小事業者燃料購入支援補助金交付申請書(様式第1号)
- 令和3年分の確定申告書第1表の写し
- 令和3年分青色申告決算書又は収支内訳書(白色申告書)の写し
- 燃料費の内訳が分かる帳簿等の写し【決算報告書の決算期間分(令和3年分)】

【令和3年中に創業した個人】

- 国分寺市中小事業者燃料購入支援補助金交付申請書(様式第2号)
- 令和3年分の確定申告書第1表の写し
- 令和3年分青色申告決算書又は収支内訳書(白色申告書)の写し
- 開業届の写し
- 燃料費の内訳が分かる帳簿等の写し(令和3年分)

【令和4年に創業した個人】

- 国分寺市中小事業者燃料購入支援補助金交付申請書(様式第3号)
- 開業届の写し
- 燃料費の内訳が分かる帳簿等の写し(令和4年分)

問 合 せ 先

国分寺市 市民生活部 経済課 経済振興係

電話 042-325-9517(平日 8:30~17:15)